

おひとりで悩みを抱えているあなたへ…

解雇や賃金未払いなどの労働問題、生活保護・多額債務などの生活問題に

弁護士が無料で相談に応じます

全国一斉・無料相談

暮らしとこころの相談会

- 消費者金融にたくさん借金をしている
- 借金を返済しているのに残高が減らない
- 夜遅くまで働いているのに残業代が出ない
- 派遣切りで、寮から出て行けと言われた
- 悩み事が頭から離れず、夜よく眠れない
- 子どもが引きこもり、家族といさかいになる
- 生活保護は受けられるの？
- お金を貸してくれる公的な機関は？
- 窓口で生活保護の申請を受け付けてもらえない
- 何もやる気がおこらず仕事にも行きたくない
- 自殺を考えることがある
- 勤め先で突然「明日から来なくていい」と言われた

本相談会には、一部に法テラスが実施している収入・資産等が一定基準額以下である方を対象とした無料法律相談が含まれることから、お申込みの際、収入や資産等をお伺いさせていただくことがあります。

なお、本相談会において、法テラスによる無料法律相談の利用基準を超えた方は弁護士会が実施する無料法律相談をお受けいただきます。

電話相談実施日時

2026年3月2日(月)

実施時間

10:00～19:00

電話番号

0166-51-9527

自殺対策強化月間のうち、上記日時に実施します。

旭川弁護士会では、3月2日(月) 10時～19時に、弁護士による無料電話相談会を実施いたします。お困りごとをお気軽にご相談ください。

《主催》日本弁護士連合会・弁護士会

《共催》日本司法支援センター(法テラス) 《後援》厚生労働省・総務省